

令和 7 年 8 月 1 日

令和 7 年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集について

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第53条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を次のとおり公示します。

徳島県警察本部長

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、徳島県警察が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、徳島県警察ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

【参考】 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第 3 項第 1 号）
- (2) 個人情報ファイルについて徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）で定める公文書公開請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 情報公開条例第16条第 1 項又は第 2 項の規定による意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であつて、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和7年8月1日（金）午前9時から 令和7年9月1日（月）午後4時まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

・行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（規則別記様式第七。宛名については、徳島県警察本部長としてください。）

② 添付書類

・誓約書（規則別記様式第八。前記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面。宛名については、徳島県警察本部長としてください。）

・行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

・提案をする者の本人確認書類（注1）

・その他警察本部長が必要と認める書類

・委任状（代理人の権限を証する書面）（注2）

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

提案書及び添付書類の各様式は、徳島県警察のホームページの「提案等各様式」からダウンロードできます。

(注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案をする者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(注2) 代理人による提案をする場合に限りです。

(2) 提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）により、提案書類2部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、提出先開庁日の午前9時から午後4時までとなります。

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。書留等配達が可能である方法としてください。

○ 提案書類の提出先

〒770-8510

徳島県徳島市万代町2丁目5番地の1

徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に徳島県警察の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

6の審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書（規則別記様式第九）とともに同封する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（規則別記様式第十）及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）第8条第1項及び第2項の手数料を、納入通知書、現金又は小切手等により納付してください。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。また、上記の手数料の納付後は、既納の手数料の還付はできません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書（規則別記様式第十一）に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 警察本部長からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 警察本部長が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、警察本部長に帰します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 提案に関する連絡先

徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室

電話：088-622-3101（代表）